

自己資本の構成に関する開示事項（平成 27 年 3 月末自己資本比率・確定値）

【連結】

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	平成 27 年 3 月末		平成 26 年 12 月末	
			経過措置に よる不算入 額		経過措置に よる不算入 額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	714,645		711,441	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		267,203	
2	うち、利益剰余金の額	480,803		471,752	
1c	うち、自己株式の額（ ）	27,532		27,514	
26	うち、社外流出予定額（ ）	5,829		-	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	446		405	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	55,130	82,696	21,628	86,513
5	普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額	-		-	
	経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	770,221		733,474	
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	3,011	4,517	1,474	5,899
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外のものの額	3,011	4,517	1,474	5,899
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	466	699	275	1,100
12	適格引当金不足額	12,600	18,900	5,961	23,847
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	23	35	12	49
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	退職給付に係る資産の額	2,051	3,077	112	449
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	18	27	7	28
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	4,273	6,410	1,392	5,571
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-

22		特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
24		うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関するものの額	-	-	-	-
25		うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-	-	-
27		その他 Tier1 資本不足額	8,698		10,754	
28		普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	30,212		19,440	
普通株式等 Tier1 資本						
29		普通株式等 Tier1 資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	740,009		714,034	
その他 Tier1 資本に係る基礎項目						
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		-	
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-		-	
34-35		その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	-		-	
33+35		適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
33		うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		-	
35		うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		-	
		経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	947		1,282	
		うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額	947		1,282	
36		その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	947		1,282	
その他 Tier1 資本に係る調整項目						
37		自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-
39		少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	160	240	63	253
40		その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-
		経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	9,485		11,972	
		うち、適格引当金不足額	9,450		11,923	
		うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	35		49	
42		Tier2 資本不足額	-		-	
43		その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	9,645		12,036	
その他 Tier1 資本						
44		その他 Tier1 資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)	-		-	
Tier1 資本						
45		Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	740,009		714,034	

Tier2 資本に係る基礎項目					
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	30,000		30,000	
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-		-	
48-49	Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	-		-	
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	10,000		10,000	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	10,000		10,000	
49	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		-	
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	142		160	
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	142		160	
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		-	
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	54,182		62,179	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額	54,182		62,179	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	94,324		102,339	
Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	765	1,147	275	1,102
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	9,465		11,936	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち旧告示における控除項目に該当する部分の額	15		12	
	うち、適格引当金不足額	9,450		11,923	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	10,230		12,211	
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	84,093		90,128	
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	824,103		804,162	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	23,480		21,999	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)に係る額	6,655		9,133	
	うち、退職給付に係る資産に係る額	4,541		688	
	うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)に係る額	88		89	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る額	12,194		12,087	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	5,618,183		5,723,826	

連結自己資本比率					
61	連結普通株式等 Tier1 比率 ((八) / (ヲ))	13.17		12.47	
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	13.17		12.47	
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	14.66		14.04	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	80,981		78,352	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	5,799		5,604	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	142		160	
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	911		974	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	30,522		30,219	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	21,000		24,000	
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	

(注) 1. 上記は、平成 26 年金融庁告示第 7 号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より平成 24 年 6 月に公表された「バーゼル に基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。

【単体】

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	平成 27 年 3 月末		平成 26 年 12 月末	
			経過措置に よる不算入 額		経過措置に よる不算入 額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	669,918		667,898	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		267,203	
2	うち、利益剰余金の額	436,076		428,208	
1c	うち、自己株式の額 ()	27,532		27,514	
26	うち、社外流出予定額 ()	5,829		-	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	446		405	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	50,183	75,274	20,375	81,500
	経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	720,547		688,678	
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2,974	4,461	1,455	5,823
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	2,974	4,461	1,455	5,823
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	466	699	275	1,100
12	適格引当金不足額	18,388	27,582	8,801	35,207
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	23	35	12	49
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	-	-	3	14
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	18	27	7	28
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	3,837	5,756	1,365	5,460
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-	-	-

27	その他 Tier1 資本不足額	13,039		16,438		
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (口)	37,815		27,809		
普通株式等 Tier1 資本						
29	普通株式等 Tier1 資本の額((イ)-(口)) (ハ)	682,732		660,868		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目						
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	-	
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	-	
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-	-	-	
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	-	
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	947		1,282		
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	947		1,282		
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	947		1,282		
その他 Tier1 資本に係る調整項目						
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-	
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	160	240	68	273	
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-	
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	13,826		17,652		
	うち、適格引当金不足額	13,791		17,603		
	うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	35		49		
42	Tier2 資本不足額	-		-		
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	13,986		17,721		
その他 Tier1 資本						
44	その他 Tier1 資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)	-		-		
Tier1 資本						
45	Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	682,732		660,868		
Tier2 資本に係る基礎項目						
46		Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	-	
		Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	-	
		Tier2 資本調達手段に係る負債の額	30,000		30,000	
		特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-		-	
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	10,000		10,000		
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	3		3		
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	3		3		
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		-		
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	51,439		59,334		
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	51,439		59,334		
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	91,442		99,338		

Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	763	1,145	296	1,187
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	13,806		17,617	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち旧告示における控除項目に該当する部分の額	15		13	
	うち、適格引当金不足額	13,791		17,603	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	14,569		17,914	
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	76,872		81,424	
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	759,604		742,292	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	16,791		20,416	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)に係る額	6,571		9,015	
	うち、前払年金費用に係る額	-		14	
	うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)に係る額	88		89	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る額	10,131		11,297	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	5,486,453		5,492,152	
自己資本比率					
61	普通株式等 Tier1 比率((ハ)/(ヲ))	12.44		12.03	
62	Tier1 比率((ト)/(ヲ))	12.44		12.03	
63	総自己資本比率((ル)/(ヲ))	13.84		13.51	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	74,347		72,014	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	1,785		1,836	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	3		3	
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	376		446	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	30,381		30,114	

資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	21,000		24,000	
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	

(注) 1. 上記は、平成 26 年金融庁告示第 7 号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より平成 24 年 6 月に公表された「バーゼル」に基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)における開示様式に記載された項目番号です。